

○入院基本料について

看護職員の配置は以下のとおりです。

なお病棟，時間帯，休日などで看護職員の配置が異なります。

看護師1人あたりの受け持ち数につきましては各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

特定機能病院 A 入院基本料 一般病棟 7 対 1 入院基本料	下記以外の病棟	入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置 また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置
特定機能病院 A 入院基本料 精神病棟 7 対 1 入院基本料	8 B 病棟	入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置
特定集中治療室管理料 2	2 A 病棟	入院患者 2 人に対して 1 人以上の看護職員を配置
ハイケアユニット入院医療管理料 1	2 N 病棟	入院患者 4 人に対して 1 人以上の看護職員を配置
救命救急入院料 1	3 N 病棟	入院患者 2 人に対して 1 人以上の看護職員を配置
小児医療管理料 1	3 C 病棟	入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置
新生児治療回復室入院医療管理料	3 E 病棟	入院患者 6 人に対して 1 人以上の看護職員を配置
総合周産期特定集中治療室管理 1 (母体・胎児集中治療室管理料)	3 M 病棟	入院患者 3 人に対して 1 人以上の看護職員を配置
総合周産期特定集中治療室管理 2 (新生児集中治療室管理料)	3 U 病棟	入院患者 3 人に対して 1 人以上の看護職員を配置